

茨城工業高等専門学校 いじめ防止マニュアル

令和3年9月 いじめ対策委員会制定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係のある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

被害学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして、以下③の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に以下①又は②の事実関係の立証を求めている。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

- ① 行為をした者 A と行為の対象となった B が共に学生であるなど、A と B の間に一定の人的関係が存在すること。
- ② A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ③ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること。

2. いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ 上記 ⑦の様子を撮影される、他者に送信される。
- ⑨ パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしか悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。いじめを受けている学生がそれを否定等する場合や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていたなど、態様を変えて行われていることがあり、さらにいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払うことが必要である。

3. いじめに対する基本姿勢と学校及び教職員の責務

(1) 基本姿勢

いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識をもつこと。

いじめは、誰にでも、どこでも起こりうるという危機意識をもつこと。

いじめられている学生を最後まで守り抜くという信念をもつこと。

(2) 学校及び教職員の責務

学校は、関係機関、家庭、地域社会及び民間団体等との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

教職員は、いじめ問題の重要性を正しく認識し、学生をきめ細かく観察し、些細な兆候であっても見逃すことなく積極的に認知し、組織として速やかに対応を行う。

4. いじめの組織的な取組

いじめ対策委員会は、本校が組織的かつ実効的にいじめ防止等の問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。また、いじめ防止マニュアルの策定、いじめ防止プログラムの策定、職員研修の実施、P D C Aサイクルによる実行・検証、重大事態への対応、機構本部や関係機関への報告を行う。

学校生活でのいじめについては、まず学生委員会にて早期発見・初期対応を行い、寮生活でのいじめについては、まず寮務委員会において早期発見・初期対応を行う。

※図1参照

5. いじめの早期発見

(1) 教職員の気づきによる実態把握

- ・学生の些細な言動から、いじめの兆候を感じ取れるのが理想である。日頃から、学生同士の関係や動向を注意深く見守り、学生の僅かな変化にも気を止め、声をかけ、得られた情報は学内で共有することが重要である。

※図2参照

(2) 相談しやすい環境作り

- ・本人からの訴えに対して、相談学生を「守る」・「信じている」姿勢を明確にする。
- ・周囲からの訴えに対し、訴えた学生が、新たないじめの対象とならないよう、適切な場所や時間を選び、学生の安全を十分に確保したうえで話を傾聴する。
- ・保護者等がいじめに気付いた際、即座に学校へ連絡できるよう、緊急連絡先の周知徹底を図る。
- ・日常的に学生の様子を保護者等に伝える仕組みを構築し、学校と保護者等の信頼関係を築く。

(3) 定期的なアンケートや聞き取り

- ・定期的に学生へアンケートや聞き取りを行う。その際に、学生がいじめ対策委員会の存在、役割、活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげていく。

(4) 相談・通報窓口の整備

- ・いじめの相談・通報窓口を整備し、本校学生や教職員へホームページ等を利用して周知する。
- ・学生のプライバシーに配慮しつつ、カウンセラーからも必要に応じて情報収集し、いじめの早期発見を行う。

6. 事案対処

いじめ（疑いを含む）に関わる情報がある場合には、速やかに、学生主事又は寮務主事へ報告し、学生委員会又は寮務委員会にて組織的に対応し、その結果をいじめ対策委員会へ速やかに報告する。学生健康センターを通じて得た情報については、学生健康センター長からいじめ対策委員会へ速やかに報告する。

被害学生に対しては、保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう努める。また、学生に寄り添い徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。

保護者等に対しては、状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。

加害学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。いじめを行うに至った背景にも十分に考慮し、保護者等とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。いじめを受けた学生や他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

いじめ防止のための組織的取組図

